

[開設期間] 2月16日(木)～3月15日(水) ※(土)(日)(祝)等を除く (2月19日(日)・26日(日)は開設)

[受付時間] 9:00～16:00 ご注意ください！

申告書作成会場での感染症対策にご協力ください。

- 入場には「入場整理券」が必要ですので、国税庁ウェブサイトで詳細をご確認ください。入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。
- 長時間お待ちいただく場合やご入場できない場合があります。
- お越しの際は、関係書類や前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
- 当会場では、ご不明な点について質問や確認をしていただき、ご自身のスマートフォンや会場内のパソコンを使用し、申告書等を作成していただきます。
- 作成済みの申告書等を提出される方は税務署へ郵送で提出してください。

感染防止の観点からも、ご自宅から『e-Tax』をご利用ください！

スマートフォンを利用したe-Taxは、「スマートフォンカメラで源泉徴収票を読み取り自動入力」するなど便利な機能が設けられていますが、令和5年1月から、「青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能」になることや一定の条件を満たせば「マイナンバーカードの読取回数削減」されるようになるなど一層簡単で便利になります。

スマートフォンやパソコンを利用した確定申告には、「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」が必要です。(スマートフォンはマイナンバーカード読取対応の機種に限ります。)'ID・パスワード'は、どこの税務署でも発行できますので、希望される方は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。※(土)(日)(祝)除く



令和4年分の申告期限、納期限

さまざまな納付方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続きを行ってください。※申告書後に、納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。※詳細は、国税庁ウェブサイト「国税の納付手続」をご覧ください。



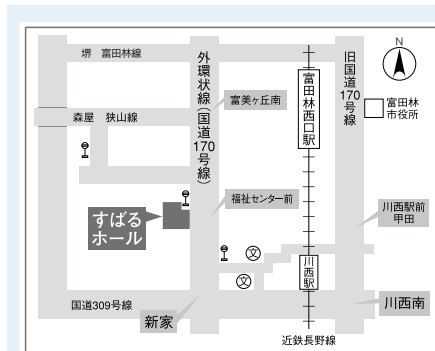
税目など	申告および納期限	口座振替日
申告所得税および復興特別所得税	3月15日(水)	確定分：4月24日(月) 延納分：5月31日(水)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(金)	4月27日(水)
贈与税	3月15日(水)	

国税のスマートフォンアプリ納付が利用可能となりました(令和4年12月1日～)「PayPay」「LINE Pay」「メルペイ」「au PAY」「d払い」「Amazon pay」

- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するアプリへのアカウント登録および残高へのチャージが必要です。
- 全ての税目で納付が可能ですが、印紙を張り付けて納付する場合など、ご利用できない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。(利用するアプリで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。)
- 領収証書は発行されません。

年金所得者の申告手続の簡素化について

公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要となります。※この場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。



すばるホール

◀所在地▶富田林市桜ヶ丘町2番8号
◀交通▶近鉄長野線川西駅から徒歩8分／南海小金台2丁目バス停から徒歩8分／近鉄富田林駅からレインボーパス「すばるホール」で下車

医療費控除について

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付によって医療費控除を受けることができません。※「医療費控除の明細書」は、国税庁ウェブサイトからダウンロード可。

◀ 問合せ ▶

「確定申告書等作成コーナー」の使い方

(事前準備、送信方法、エラー解消など)
☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901 (全国一律市内料金)
[受付] (月)～(金) 9:00～17:00
※(祝)・12月29日～1月3日除く

消費税のインボイス制度

☎ 消費税軽減税率電話相談センター
☎ 0120-205-553 (通話料金無料)
[受付] (月)～(金) 9:00～17:00 ※(祝)除く

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダー/ライタの設定など

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178 (通話料金無料)
[受付] (月)～(金) 9:30～20:00
(土)(日)(祝) 9:30～17:30

上記以外

☎ 富田林税務署 ☎ 0721-24-3281
[受付] (月)～(金) ※(祝)除く
音声案内に従い番号を選択してください。
[0] 確定申告について
※1月4日～3月15日
[1] 確定申告以外の一般的なご相談
[2] その他の問合せ
[3] 消費税の軽減税率制度に関するご相談